

山梨県県有林高度活用推進員設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、民間の有する知見やネットワークを生かすことで、未利用返還地や県有林高度活用候補地の活用希望に係る効果的な情報収集を行い、もって県有林の高度活用による自主財源の確保と周辺地域の振興を図るため設置する山梨県県有林高度活用推進員（以下「推進員」という。）の要件、職務、報酬等に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「返還未利用地」とは、貸付の利用目的を終えて更地で返還された未利用の県有林をいう。
- (2) 「県有林高度活用候補地」とは、周辺地域の環境や目指すべき姿も踏まえつつ、地域のブランディングに資する活用をしようとする県有林をいう。
- (3) 「活用希望事業者」とは、返還未利用地等の県有林を活用し、事業を行おうとする者をいう。

(職務)

第3条 推進員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 返還未利用地の活用希望等に関する情報収集及び提供
- (2) 知事が指定する県有林高度活用候補地の活用希望（県又は地元市町村等の策定する構想等に合致し当該地域のブランド価値向上に資する事業に限る。）に関する情報収集及び提供
- (3) 前号の候補地を活用するにあたって活用希望事業者が求める条件等に関する情報収集及び提供
- (4) その他県有林の高度活用に必要なと認められる事項

(要件)

第4条 推進員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 建設業法第3条第1項の免許を受けて建設業を営む者
- (2) 建築士法第23条第1項の登録を受けて設計等を行うことを業とする者
- (3) 銀行法第4条第1項に規定する免許を受けて銀行業を営む者

- (4) 宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者
- (5) その他職務上、活用希望事業者に関する情報を得ることができる者として知事が認めた者

(欠格条項)

第5条 前条の規定にかかわらず、知事は、次のいずれかに該当する者を推進員とすることができない。

- (1) 建設業法、建築士法、銀行法又は宅地建物取引業法に基づく処分を受けている者
- (2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められる者及び暴力団関係者が役員若しくはその使用人と認められる法人又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる法人
- (3) 推進員が活用希望事業者と委任契約を締結し、又は締結しようとする者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が推進員として不相当と認める者

(委嘱)

第6条 知事は、推進員の委嘱を受けようとする者に、県有林高度活用推進員応募用紙兼承諾書（様式第1号）を提出させるものとする。

- 2 知事は、審査の上、前項に定める者が第4条及び前条に定める要件に適合し、効果的な情報提供に取り組むと見込まれる場合には、推進員として委嘱し、委嘱状（様式第2号）を交付する。
- 3 委嘱する期間は任命の日から3年以内とする。ただし、再委嘱することを妨げない。

(情報の提供方法)

第7条 知事は、推進員に、活用希望事業者に関する次に掲げる情報について、情報提供書（様式第3号）により山梨県林政部森林政策課へ直接持参させるものとする。

- (1) 活用希望事業者の概要
- (2) 希望する返還未利用地、又は県有林高度活用候補地
- (3) 希望時期
- (4) 事業計画の概要
- (5) その他必要な事項

(受領書の交付等)

第8条 前条の規定により情報提供書が提出された場合は、知事は、活用希望事業者に関する情報提供書受領書（様式第4号。以下「受領書」という。）を交付するものとする。

- 2 前項の交付に当たっては、知事は活用希望事業者に対して、前条に定める事項が事実と相違しないか確認を行わなければならない。
- 3 第1項の場合において、同一の情報が複数の推進員から提供されたときは、知事は、活用希望事業者が特に情報提供書の交付する相手方を指定したときを除き、最初に情報提供書を知事に提出した推進員に受領書を交付するものとする。

(受領書を交付しない場合)

第9条 知事は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、受領書を交付しないものとする。

- (1) 情報提供のあった活用希望事業者について、情報提供書が知事に提出された時点で既に知事が当該活用希望事業者に関する情報を取得しているとき。
- (2) 前条第2項の規定による確認の結果、情報提供書が事実と相違するとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、受領書を交付することが適当でないと知事が認めるとき。

(受領書の無効)

第10条 知事は、第8条第1項の規定により受領書を交付した後、成功報酬の支払いに至るまでの間において、次のいずれかに該当する事実を確認した場合は、当該案件に係る受領書を無効とする。

- (1) 推進員が、成功報酬を受領する権利を第三者に譲り渡したとき。
- (2) 推進員がその不正又は不当な行為等により活用希望事業者に関する情報を入手したことが判明したとき又は情報提供書に事実と相違する記述があったとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、知事が無効と認めたとき。

(受領書の有効期間)

第11条 受領書の有効期間は、第8条第1項の規定により受領書を交付した日から起算して3年間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の有効期間については、推進員から活用希望事業者に関する情報提供書受領書の期間延長申請書（様式第5号）が提出され、知事がやむを得ない事情があると認めたときは、これを延長することができる。この場合におい

て、知事は、活用希望事業者に関する情報提供書受領書の期間延長通知書（様式第6号）を当該推進員に交付するものとする。

（身分）

第12条 知事は、推進員に対し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の身分を与えるものではない。

（守秘義務）

第13条 知事は、推進員に対し、在職中であると退職後であるを問わず、活動に際して知ることのできた秘密を第三者に漏らすことがない旨を書面で約束させるものとする。

（成功報酬）

第14条 知事は、推進員が情報提供した活用希望事業者が県の行う公募手続を経て当該県有林の賃貸借契約の相手方に決定したときに成功報酬を支払うものとする。

- 2 前項の成功報酬の額は、別表に規定する支給基準に応じた額とする。
- 3 知事は、推進員が成功報酬を受領する権利を第三者に対し譲渡することを認めないものとする
- 4 知事は、成功報酬以外の交通費、通信費等の実費は支払わないものとする。
- 5 知事は、前各項に定める内容について、第6条第2項の規定による委嘱に先立ち、推進員に説明を行い、その了承を得るものとする。
- 6 知事は、推進員に対し、成功報酬請求書（第7号様式）、受領書、その他支払いに必要な書類を提出させるものとする。

（推進員と活用希望事業者の紛争の解決）

第15条 この制度に関し、推進員と活用希望事業者等との間で紛争が生じたときは、推進員の責任において処理するものとする。

（その他）

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は令和6年8月27日から施行する。

別表

報酬区分	金額
第14条の規定による成功報酬額	当該貸借契約における1ヶ月分の貸付料額 (上限額：200,000円)

※金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(様式第1号)

令和●●年●●月●●日

山梨県知事 様

山梨県県有林高度活用推進員 応募用紙兼承諾書

山梨県県有林高度活用推進員設置要領（以下「要領」という。）の各条項及び裏面の事項を了解の上、山梨県県有林高度活用推進員に応募します。

ふりがな 名称・氏名			
所在地・住所	〒		
電話番号		FAX番号	
e-mail			
要件	※該当するものに○をつけてください。 (1) 建設業法第3条第1項の免許を受けて建設業を営んでいる (2) 建築士法第23条第1項の登録を受けて設計等を行うことを業としている (3) 銀行法第4条第1項に規定する免許を受けて銀行業を営んでいる (4) 宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営んでいる (5) 職務上、活用希望事業者に関する情報を得ることができる ※(5)に該当する場合は、その職務においてどのように情報を得ることができるかについて記載してください。		
活動予定等	※具体的な内容・頻度等 ※活動に活かせる知識・経験等		
その他			

下記の事項をご確認いただき、各項目の□にチェック☑をお願いします。【必須】

確認事項	1	<input type="checkbox"/>	建設業法、建築士法、銀行法又は宅地建物取引業法に基づく処分を受けていない
	2	<input type="checkbox"/>	集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められる者及び暴力団関係者が役員若しくはその使用人と認められる法人又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる法人ではない
	3	<input type="checkbox"/>	活用希望事業者と委任契約を締結し、又は締結しようとする者ではない
承諾事項	<p>下記の承諾事項について、□にチェック☑をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">□ 承諾する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 返還未利用地の活用希望等に関する情報収集及び提供を行います。 2 知事が指定する県有林高度活用候補地の活用希望（県又は地元市町村等の策定する構想等に合致し当該地域のブランド価値向上に資する事業に限る。）に関する情報収集及び提供を行います。 3 返還未利用地及び県有林高度活用候補地を活用するにあたり、活用希望事業者が求める条件等に関する情報収集及び提供を行います。 4 その他要領各条項に記載の内容を遵守します。 		
守秘義務の誓約	<p>私は、山梨県県有林高度活用推進員の委嘱を受けるにあたり、下記の事項を厳守することをここに誓います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在職中であると退職後であるを問わず、活動に際して知ることのできた秘密を第三者に漏らしません。 ・ 故意・過失にかかわらず、上記事項に違反して秘密情報を漏えいしたことにより損害を与えた場合、すべての賠償責任を負うこととします。 <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">令和●●年●●月●●日</p> <p style="text-align: center;">所在地・住所 名称・氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>		

(様式第2号)

委 嘱 状

様

あなたに山梨県県有林高度活用推進員を委嘱します

任期 令和●年●月●日 から

令和●年●月●日 まで

(職務)

- 1 返還未利用地の活用希望等に関する情報収集及び提供
- 2 知事が指定する県有林高度活用候補地の活用希望（県又は地元市町村等の策定する構想等に合致し当該地域のブランド価値向上に資する事業に限る。）に関する情報収集及び提供
- 3 前号の候補地を活用するにあたって活用希望事業者が求める条件等に関する情報収集及び提供
- 4 その他県有林の高度活用に必要なと認められる事項

令和6年●月●日

山梨県知事 ●● ●●●

(様式第3号)

令和●●年●●月●●日

山梨県知事 様

(推進員)

活用希望事業者に関する情報提供書

次のとおり返還未利用地等の県有林を活用し、事業を行おうとする者がありましたので、山梨県県有林高度活用推進員設置要領第7条の規定により、情報提供します。

1 活用希望事業者の概要

- (1) 企業名
- (2) 本社所在地
- (3) 代表者名
- (4) 資本金
- (5) 従業員数
- (6) 主要事業
- (7) 交渉担当者の職・氏名・連絡先

2 活用を希望する返還未利用地・県有林高度活用候補地

- (1) 所在地
- (2) 土地面積 m^2
- (3) 建物面積 m^2

3 希望時期

4 事業計画の概要

5 その他

(様式第4号)

文 書 番 号
令和●年●月●日

(推進員) 様

山梨県知事

活用希望事業者に関する情報提供書受領書

令和●年●月●日付けで情報提供のあった次の活用希望事業者に関する情報提供書を受領しましたので、山梨県県有林高度活用推進員設置要領第8条第1項の規定により、受領書を交付します。

- 活用希望事業者名
- 希望する返還未利用地・県有林高度活用候補地

(注) 本受領書は、成功報酬の受取手続に必要となりますので大切に保管してください。

(様式第5号)

令和●年●月●日

山梨県知事 様

(推進員)

活用希望事業者に関する情報提供書受領書の期間延長申請書

令和●年●月●日付け●第●号で交付のあった受領書の有効期間について、次の理由により延長を申請します。

- 1 延長前の有効期間 令和●年●月●日まで
- 2 延長を申請する有効期間 令和●年●月●日まで
- 3 延長を申請する理由

(注) 延長を申請する理由について、説明資料を添付してください。

延長理由証明書

（推進員）が山梨県知事へ提出する「活用希望事業者に関する情報提供書受領書の期間延長申請書」に記載された延長を申請する理由のうち、当社に関する事項については、事実と相違ないものであることを認めます。

令和 ● 年 ● 月 ● 日

活用希望事業者

1 所在地

2 企業名

印

3 代表者名

印

(様式第 6 号)

文 書 番 号
令和 ● 年 ● 月 ● 日

(推進員) 様

山梨県知事

活用希望事業者に関する情報提供書受領書の期間延長通知書

令和●年●月●日付け●第●号で交付した受領書の有効期間を次のとおり延長します。

有効期間

令和●年●月●日まで

(様式第7号)

令和●●年●●月●●日

山梨県知事 様

(推進員)

山梨県企業立地成功報酬請求書

山梨県県有林高度活用推進員設置要領第14条第6項の規定により、次のとおり成功報酬を請求します。

1 報酬額 金●●●,●●●円

2 支払方法 (口座振込による)

(1) 振込先金融機関名

(2) 本・支店名

(3) 預金種別

(4) 口座番号 No.

(5) 口座名義 住 所

(フリガナ)

氏 名